

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年3月10日（木）午前10時～午前10時51分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭

秘書企画課長 秋田伸裕、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人、消防本部総務課統括主査 木村裕樹、同統括主査 伊藤孝夫

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第8号	岩倉市情報公開条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第9号	岩倉市個人情報保護条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第10号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第11号	岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市消防団条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第15号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第16号	岩倉市行政経営プラン推進委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第29号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第30号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
議案第31号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和４年３月10日）

◎委員長（片岡健一郎君） 定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆様、改めましておはようございます。

本日も早朝から交通安全街頭指導、寒い中大変ありがとうございました。来月には多分暖かくなるかと思えますけれども、またよろしくお願いいたします。

本委員会には、比較的多くの議案が御審議をお願いするということでございますが、よろしくお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

議案第８号「岩倉市情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第８号「岩倉市情報公開条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第 8 号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 9 号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第 9 号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第 9 号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 10 号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 一部改正の中での 8 条の 2 で、育児休業を取りやすい勤務環境を整備するためということで、育児休業の承認の請求に係る当該

職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないというふうにあります、その他の措置とはどのような措置を言っているのかお聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） その他の措置ということですが、ここでは、育児休業を取る対象の方が休業を取得しやすいように、当然面談、こちらに書いてありますが、その他相談なんかもそういった形になると思います。

◎委員（梶谷規子君） 女性の場合は、育児休暇を取ると代替の職員が入れると思うんですが、男性が育児休暇を取った場合、代替の職員というのはきちんと配属されていくんでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この育児休業を取った場合の代替の職員なんですけど、こちらは男性が取っても女性が取っても職務に必要であれば会計年度職員やら正規を配属することもありますので、特に性別によって代替の職員の必要性というものが変わるものではございません。

◎委員（梶谷規子君） これまで女性の場合はきちんと代替職員が入っていたと思うんですが、男性がこれまで取っていた実績としてどれぐらいあって、そのときには代替の職員はきちんと入っていた状況だったのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） これまで、男性職員については4名が育児休業のほうを取得しています。いずれも必要な代替の職員というのは配属している状況です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 8条の3のところの1項のところなんですけれども、職員に対する育児休業に係る研修の実施というのがあるんですけど、研修というのはこういった形のものをされるのかお尋ねいたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 現在行っているのは、育児休業を今後取るであろうという職員に対して、制度の説明会を行っています。その中で、育児休業を取る際にどういった制度があるか、いろんな育児休業の申請の仕方だとか共済のこんな手当があるよとか、そういうような手続について説明をしておりますし、あとは、既に育児休業を取った職員から体験談を聞いて、より育児休業中どんなことができるかとか、そういったことをイメージしやすいように、そういった説明会を令和3年の6月に初めて行いました。こういったことで、条例改正が入る前に、少しでも育児休業を取りやすい環境を整えたいということで始めさせていただいております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君）　ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第10号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続いて、議案第11号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君）　ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第11号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号「岩倉市消防団条例の一部改正について」を議題とします。

当局より追加の説明の申出がありましたので、これを許可します。

◎消防長（岡本康弘君） お願いいたします。

お手元にお配りをしております議案参考資料でございますけれども、そちらに新旧対照表を示させていただいておりますが、こちらに誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

新旧対照表の改正の条文の中で、第8条第2項のところを御覧いただきたいと思います。第8条第2項の語尾のところ、行うという表記でございますが、送り仮名が「なう」ということになっておりますけれども、正しくは「う」1字でございますので、「な」を削っていただきたいということでお願いいたします。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、団員の機能別団員というものが募集ということで説明資料の中にあるんですけれども、この団員、12名程度募集するということで本会議のほうでも説明ありました。それで、今後こういった形でこの団員を募集していくのか。また、公募について考えがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） 機能別団員の今後についてですが、市広報等での募集も検討していきたいとは考えておりますが、まずは機能別団員の活動内容について市民に周知していただくことが最優先と考えているため、活動の状況を見ながら、増員方法については今後団幹部とも検討していきながら検討していきたいと思います。

◎委員（鬼頭博和君） はい、分かりました。今後そういった形で進めていくということで理解させていただきました。

もう一点ですけれども、機能別団員じゃなくて普通の団員なんですけれども、若い方とか募集がなかなか難しいということを聞いているんですけれども、何かそういったことについてのお考え等ございましたらお聞かせください。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） 若手確保に向けてですが、全国

的に消防団員は減少しており、確保に向けて、今の時代に合った周知・啓発活動が課題であると認識しております。本市においても、学生の入団促進として令和3年4月に学生消防団活動認証制度を導入しまして、学生の就職活動を支援するほか、今回、団員の年額報酬及び出動報酬を見直し、処遇の改善を行って、特定の活動のみに参加する機能別団員の創設も図ってきました。まずは、イベントや広報等を通じてこれらの制度や団活動をアピールしていき、消防団とまた意見を交換しながら、入団促進の希望者が増えることを期待しているところです。

◎委員（黒川 武君） 本会議の質疑等もいろいろありまして、ちょっと整理をさせていただくと、今回、消防団の数そのものが100名ということ、内訳的には基本団員が、いわゆる現行の消防団員が88名、それから機能別団員が12名と。12名のうち5名までは、内定というのがふさわしいかどうかは別にして5名の方からスタートしたいということで、その5名の方の選任については、大市場町の婦人防火クラブ、これが何か解散されるそうですので、そのクラブの経験の方が5名としてスタート時に就任されると、そのような理解の仕方ではあります。

したがいまして、12名のうち5名が入られるので、残り7名がどうなるのかというのは、先ほど鬼頭委員が御質問したように、今後活動内容等を検討しながら、募集の在り方についても検討していくと。それはそれで結構なことかなと思うんですが、普通の基本団員の方というのは、区長の推薦でもってやってみえているわけなんですよ。したがいまして、今答弁の中で将来的には学生の認証制度もあるので、そういった方々には入団していただきたい、そんなようなお話もあったんですが、機能別団員の方についても、例えば区長のほうから推薦をいただくとか、そんなことというのは、公募とはまた別にそういった推薦の在り方というのもどうなんでしょうか。検討されてみえますかしらね。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） ただいま大市場町婦人防火クラブ員5名ということでありましたが、まず、機能別団員の5名についてですけど、現在、元消防団員の方と現消防団員の方、大市場町婦人防火クラブ員の方の合わせて5名を確保しております。

この機能別団員に関しましては、消防団本部に属していまして、本会議でもありました各種講習会の指導のその補助や住宅用火災警報器の設置の促進に係るPR活動等に努めていただくということで、通常の基本団員とはまた違った機能を有した任務を行っていただくつもりであります。その任務の特性から、活動区域が市全域となることでもありますので、区長推薦を要しない

こととしたものです。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 徹君） 今回の機能別団員のことについてですけれども、今の役割、特定の任務のどういう役割があるかというのはちょっと紹介していただきましたけど、他市との比較で県下のこの額について、1万8,000円という額について他市の状況、均衡が取れているのかどうなのか教えてください。

◎消防本部総務課統括主査（伊藤孝夫君） 機能別団員の報酬1万8,000円の額というふうに当市はさせていただく予定なんですけど、県内の状況を見ますと、その額の設定は市町ばらばらだなという印象を受けたところなんです。例えば定額で何万円とする市町村もあれば、全く報酬を予定していないよという自治体があったり、あるいは基本団員の何分の1程度というふうに設定している自治体、まちまちでして、その中でも市町村の中身を調べてみますと、おおむね基本団員の2分の1程度の額と設定している市町村が多いことから、内部で検討した結果、それに準じておおむね基本団員の半分の額、1万8,000円の額というふうに設定をさせていただいたところです。

◎委員（堀 徹君） 基本団員の役割については、何か上部組織からこういったものだというふうに決められた準則みたいなものが示されて、大体押しなべてそれにのっとしてほかの市町も決めているんでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 準則では、服務規律として示されております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 機能別団員で5名の方が、先ほどお答えで婦人防火クラブの方たちも入られるということですが、5名でスタートをするということで団員の数が100名に改めるということになっているので、12人がマックスで考えられているのかなと思うんですが、あと7人を今後の、まだ公募とか広報などではお知らせせずに、活動を見ながら増員を検討するという先ほどのお答えでしたが、12人よりも増えていくとか、そこら辺はもう12人までというふうに決められるんですか。その12人の根拠についてお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） まず、12名ということで増員させていただきますけど、先ほども申しましたが、様々な活躍の場が期待できますので、まずは先ほど言ったような各種講習会

の指導補助や住宅用火災警報器のPR、その他各種イベント等に参加していただくこと等を考えておりますけど、そういったことで市民にまずは周知をしていただいて、その後、まず12名に向けて増員をかけていくということ。さらにその先については、その活動状況を見ながらまた検討していきたいとは思っておりますが、当面は12名までということで考えております。

◎委員（堀 徹君） 先ほどの答弁で、準則では服務規律として示されているという答弁だったと思うんですけども、具体的なその仕事、職務内容については、多分市町ばらばらだと思うんですよね。だから、実際の仕事量であるとか仕事の質や量を比較考慮して報酬というのは決めなければならないというふうに考えますが、そこら辺で他市町の職務の状況であるとか比較をして、この1万8,000円が妥当だというふうに決められたのかどうなのか、改めてお尋ねします。

◎消防長（岡本康弘君） 確認ですけれども、今のお話というのは機能別団員のほうの話ということでよろしいですか。先ほどお答えしたものに付きましては、基本団員の根拠ということでお答えしておりますので、そこはまず訂正をさせていただきます。

機能別団員の仕事の在り方というのは、実際に機能別団員を導入している自治体が愛知県内で28市町村で導入がされておりますけれども、職務の内容自体はそれぞれ違っておりますので、類似の仕事内容のところについて参考にさせていただいて、報酬の額については決定させていただいております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） すみません。機能別団員の5名の中に、現消防団員も機能別団員となられる人もいるということですが、本会議の答弁の中でも、機能別団員は女性に限るではないということもお聞きしたところですが、現消防団員でこの機能別団員に移られるという人は女性ではないかなと思うんですが、今、各分団で女性の消防団員がいらっしゃるところが何人かいて、非常に消防団活動などで女性が来られるということで非常にいい効果があるようなこともお聞きするところですが、普通の消防団の中にはもう女性は各分団には見えなくなったんでしょうか。みんな機能別団員に入られてという形で。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 現在、女性消防団員は、令和3年度2名の女性消防団員がおります。この団員に関しましては、それぞれの御都合で今年度をもって退団されることが決まっておりますが、それを受けて令和4年度は女性団員はゼロ名ということになります。そうしたことで、その辞められる女性団員の生活のリズムだとかこう

いった機能を特化したような活動ができるかということを打診したところ、それなら活動を継続できるという快い意見をいただきましたので、そうしたところで入団していただいております。

また、通常の基本団員のほうですけど、女性にもぜひ入団していただきたいものと考えておりますので、そういった各区からの推薦があつて女性の方が推薦されれば、当然基本団員としても活躍していただきたいとは考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 機関員についてもちょっと教えてください。

これも他市町の状況で、その機関員というのが5,000円というところが大体そんな金額なんでしょうか。

それと、やっぱり機関員というのも任命された者というふうに書いてありますけれども、実際職務としてどのぐらい任命されると、その方にどういった職務の負担がかかってくるのかということも併せてお願いいたします。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） 機関員手当の報酬のほうですが、こちらのほう前回の報酬に変わる前の手当のときに、技術手当として機関員の方に5,000円程度年額加算をしておりました。こちら他市町は様々なんですけども、大体5,000円ぐらいということでお聞きしております。

あと、こちらのほうですが、機関員のほうは20名の団員の方をお願いをして、分団長のほうより任命させていただいております。

あと、この機関員の報酬の役割なんですけれども、こちらは車両の運転、ポンプの操作に係る重要性、負担を考慮し、こちらのほうを加算させていただいております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 第7条の改正関係で、分限処分のこと新たに加えられるということでもありますけど、この処分を行う場合の中に、勤務実績がよくない場合にこの処分の対象となってくるというような条文に読み取れるんですけど、実際この勤務実績がよくない場合というのはどの程度の状態であるのか。何か基準みたいなものがあるのかどうか、その辺りどんなふうな考えかをお聞かせください。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） こちらのほうですが、明確な基準のほうは設けておりませんが、団員の方はほかに仕事をされている方がほとんどであり、例えばですが、出席率を取って判断基準にすることはなかなかできないということがありますので、消防団定例会などにおいて団幹部と協議して、また意見を聞き、活動全般における総合的な判断を協議した中で

決定していこうかなということを考えております。

◎副委員長（梅村 均君） ありがとうございます。

あともう一点ですけど、条文のほうで団員の任命権者は消防団長になると思うんですけども、団長が処分を決めるというような書き方なので、処分を決めるときというのは団長の独断で決められていくものなんでしょうか。先ほどの答で幹部の役員でという話があったので、そういうことなのかなと思いますけど、この辺実際の運用としてはどんなことが想定されるか、いま一度お聞かせください。

◎消防本部総務課統括主査（木村裕樹君） こちらのほうは、団長の独断ということはありません。こちらのほうですが、先ほどちょっとお話をさせていただいたんですけども、実際に分限行使する場合は、団長を含めた分団長、団幹部等で慎重に協議して決定をしていくことになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第14号「岩倉市消防団条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この改正理由を読んで、こういったこともあったのかという傷病補償年金、または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利、これらの公庫に担保できる規定が廃止されるということでの改正ということですが、時代背景というか歴史的なそういった中あったことで、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（伊藤孝夫君） この担保貸付事業が行われてきた背景というお話であったと思いますが、調べさせていただいた中においては、その背景については、年金受給者の方が例えば一時的に資金需要が生じたという際に、その資金を用立てることができない場合に、ちょっと言葉が正しいか分かりませんが、悪質な業者などから高利の貸付を受けて、その結果生活の困窮が生じてしまうといったような事例が見られたというところが確認できまして、こういったことに基づいてこの貸付事業が創設されたんだよというところは確認をさせていただきました。

ただ、本来生活費に充てられるべき年金が返済に充てられている、利用者自体が困窮化を招くというようなおそれがあるということから、平成22年12月だったと思うんですけども、その事業、事務の見直しの基本方針というものが閣議決定されたようで、その事業自体は段階的に事業の規模を縮小してきた中で、今般のこの年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律というのが今回の本条例の改正の直接の原因になったわけですが、これに基づいてその貸付事業については、新たに新規の受付は来る3月31日で終了するというような内容でございまして、ただ、引き続き現在借りられている方に対しての返済に係る事業等は継続されるということは確認させていただいております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第15号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号「岩倉市行政経営プラン推進委員会条例の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第16号「岩倉市行政経営プラン推進委員会条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号「岩倉市道路線の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） この議案第29号は南849号線の廃止について、次の議案第30号は同じ路線の今度認定になるんですよね。だから一緒にして質疑

というわけにはまいらんけれど、そのことも含めながらちょっとお聞きさせていただきたいと思うんですが、まず先に、ここで言うところの開発行為ですよね。その開発行為というのは本会議でも質疑がありまして、そのときの答弁は、貨物運送企業というふうな答弁であったかなと思うんですが、そのところを最初にちょっと確認させていただきたいと思いますが。言ってみれば、都市計画法第29条第1項第3号に係る開発行為とは何かということなんです。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 特別積み合わせ貨物運送に供する物流施設が建設予定となっているんですけども、都市計画法第29条第1項第3号に当たるところなんです、こちら都市計画法第29条では開発行為に関するものは都道府県知事の許可を受けなければならないという形で決まっております。その中で29条第1項のただし書というのがありまして、そちらで許可の除外という形での開発行為が以下掲げられているんですけども、その中の第3号にありまして、その中に適切かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為というのが規定されています。さらに、都市計画法施行令第21条第6号にて、この中の開発行為というものが貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設で、その中のもので特別積み合わせ貨物運送をする者というところが掲げられてまして、こちらの行為による開発行為によってされるという形になります。

◎委員（黒川 武君） 今言われた都市計画法第29条第1項第3号のところというのは、これさっと読むところだと、何か公益上必要な建築物という表現があるもんだから、それに限定されるのかなと思ったんですが、今答弁があったように、適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定めるものは開発行為ができるんだということで、平たく言えば、今まで農振農用地域である北島町、野寄町のところでも、今物流とか、あるいは先端産業というのは事業が営んでいるわけですよね。これというのは、以前私が聞いた話では、インターから1キロ以内のところについてはそういう建築特例があるんだと、そういう意味合いで北島町とか野寄町のインターから1キロメートル以内の農振農用地の区域であっても物流及び先端産業の事業所は開発行為ができるんだという説明を聞いてきたと思うんですが、それで間違いないんでしょうか、そういう理解で。

◎維持管理課長（田中伸行君） 今、黒川委員さんがおっしゃられたところはもう間違いない話で、そちらは建築許可を得るときに、愛知県がそういう基準を設けて建築審査会で認められているインターからの距離によって、接

道の幅員とかの条件があるんですけれども、そういう条件がございます。

今回の案件に関しましては、そもそももうその枠から離れて、都市計画法上の許可を要しない開発行為ということで、政令で定められている、明記してある施設が建設されるということだというものの開発行為になります。

◎委員（黒川 武君） それで、先ほど申し上げたように、議案第30号では同じ路線の認定ということになるので、委員長、ちょっと併せてお聞きさせていただきたいんですが、聞く内容は何かというのは、議案第29号では廃止をするということなんですよね。議案第30号では認定だということで、それで廃止路線の面積と認定路線の面積の差が出てきているんですよね。それは面積の差というのは241.12平米の差があるんです。その面積差というのは、例えばその金銭でもって処理をしていくのか、等価交換にはならないだろうと思うんですけれども、そここのところの扱いはどのようにお考えでしょうか。

◎維持管理課長（田中伸行君） こちらに関しましては、都市計画法上の開発行為の許可を得ない案件になりますので、開発行為によって公共施設が付け替えられる場合はそういう話にはなるんですけれども、こちらに関してはそちらの29条の許可行為にはないので、今回の開発に関しましては、新しく南側に新設していただく道路に関しては寄附していただくと。廃道となる部分に関しては払下げという形で売却ということになることで話をしております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） ちょっとこれも教えてください。

今までもあったと思うんですけれども、多分役所の中ではこの路線番号B849というので管理していると思うんです。データベース化していると思うんですけれども、例えばその時代、時代によってこのB849というのが、さっきの面積も違いますし場所も違うということで、検索をかけたときに、調べたときに、どうして同じ名前を使うのかというところをちょっと教えてほしいんですけど。路線番号を変えて管理したほうが分かりやすいんじゃないかなというちょっと疑問なんですけど。同じ番号をつけるという、その意味についてお願いします。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 今回は、同じ番号を使っているんですけれども、今回同じ番号を使った理由というのは、全体の路線の中で変更、形的には変更のような形で付け替えになるんですけれども、その面積の部分が従前の路線から見ると一部ということなので、おおむね同じ路線を踏襲しているということなので、今回は同じ番号という形でさせていただいております。

◎委員（堀 徹君） ということは、違う番号では新規で付する場合もあるということなんですよね。その今の面積が大体同じだからという基準、どういうときに新しくつける、今回は面積が何百平米しか変わらないから同じ番号を使う、そういうことなんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 新しくつけるというときは、もともとの路線と例えば目的が完全に変わるという形のとときに、完全に新規という形で認定するという形なんですけれども、今回も確かに起点は変わっているんですけれどもおおむね同じ路線を踏襲しているということで、今回は同じ路線にしております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第29号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第29号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第30号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第30号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（堀 徹君） ちょっと1点だけ教えてください。

尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることに伴いということになっています。この脱退させるというところの意味合いですが、これは脱退するではなくてあえてさせるということの表現というのはどういう意味合いなんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 主語が退職手当組合だからだと思います。退職手当組合側から見ると、脱退するよりは脱退させるのほうが適切だからではないでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第31号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第31号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。